

水戸市女性自立支援施設基準条例の制定について（案）

1 条例制定の経緯

困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）が令和6年4月1日から施行され、法第12条第1項において「女性自立支援施設」が位置付けられました（「女性自立支援施設」は、売春防止法の「婦人保護施設」から改められる施設であり、同法の「婦人保護施設」に係る規定は廃止されるものです。）。

この度、国において、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。）が定められたことから、本市においても、新たに「水戸市女性自立支援施設基準条例」を制定するものです。

※ 女性自立支援施設とは、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う施設です。

2 条例の趣旨

本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定め、当該施設における適正な運営を図るためのものです。

3 条例の主な内容

「水戸市女性自立支援施設基準条例（案）」の主な内容は、下記のとおりです。

なお、国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し、地域の実情に応じて独自に定めることができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な設置者等の排除	(なし)	施設の設置者（設置者が法人の場合にあつては、その代表者及び役員）は、水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことを要件とします。
(2) 非常災害対策	女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定しなければならない。 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	基準省令に加え、①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画を定めること、②計画を定期的に見直すこと、③策定した計画を定期的に職員に周知すること、④非常災害に備え食料品等の備蓄に努めることについて規定します。

(3) 事故発生時の対応	(なし)	<p>ア 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設に入所している者に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について市長、入所者の家族等に連絡を行うものとします。</p> <p>イ 女性自立支援施設は、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに市長に報告するものとします。</p>
(4) 建築物等の法令適合	<p>女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>ただし、要件を満たす建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>基準省令に加え、女性自立支援施設の建物は、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令(条例を含む。)に適合するものであることとします。</p>
(5) その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基準と女性自立支援施設 ・構造設備の一般原則 ・苦情への対応 ・帳簿の整備 ・居室の入所定員 ・自立支援等 ・食事の提供 ・保健衛生 ・給付金として支払を受けた金銭の管理 ・関係機関との連携 ・電磁的記録 	<p>基準省令のとおりとします。</p>

※ 「水戸市が定める基準」については、条例に基づく規則等において規定する場合があります。

4 施行期日

令和6年4月1日